公告

市有財産（土地）を一般競争入札により次のように売却する。

令和８年１１月３０日

糸島市長　　月　形　祐　二

１　入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　未成年者

(2)　成年被後見人

(3)　被保佐人

(4)　被補助人

(5)　破産者で復権を得ない者

(6)　糸島市の市税の滞納がある者

(7)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に該当する者

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(9)　暴力団員が役員となっているもの

(10)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

２　売却物件

土地

(1)　物件番号１

所在地	糸島市篠原東一丁目６４１番２
最低売却価格	１８，５８５，０００円
地目／面積	雑種地／３３９㎡（公簿）
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域

(2)　物件番号２

所在地	糸島市前原中央二丁目７９番１
最低売却価格	８１，７００，０００円
地目／面積	宅地／１，０３５．３０㎡（公簿）
区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域

(3)　物件番号３

所在地	糸島市二丈深江二丁目６０２番４４
最低売却価格	２１，２２１，６０６円
地目／面積	宅地／１，２０６．１２㎡（公簿）
区域区分	非線引き区域（区域区分が定められていない都市計画区域）
用途地域	第一種住居地域

３　入札への参加方法

入札への参加を希望する者は、競争入札参加申請書（指定様式）等を、令和８年１１月３０日（月）から令和８年１２月２１日（月）まで（土・日・祝日を除く。）の９時００分から１６時４５分までの間に、糸島市役所総務部公共施設管理課（庁舎４階）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、令和８年１２月２１日（月）の消印有効とする。

４　入札及び開札の場所

糸島市前原西一丁目１番１号　糸島市役所会議室（１２号会議室）

５　入札及び開札の日時

(1)　入札は、令和９年１月２０日（水）１０時から物件番号順に順次行う。

なお、入札中止の売却物件がある場合は、順次繰り上げて入札を行う。

(2)　開札は、同日、各売却物件入札終了後に行う。

６　入札者心得及び売買契約条項を示す場所等

場所	糸島市役所総務部公共施設管理課（庁舎４階）
期間及び時間	令和８年１１月３０日（月）から令和８年１２月２１日（月）まで（土・日・祝日を除く。）の９時００分から１６時４５分まで

７　入札保証金

入札参加者は、令和９年１月１９日（火）までに、入札書記載の金額の１００分の５以上の額の入札保証金を市が発行する納付書により納付すること。入札保証金は、落札者以外には還付し、落札者には還付せず契約保証金に充当する。

ただし、落札者が定められた期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

８　売買契約の締結期日及び契約保証金

令和９年２月１０日（水）までに契約を締結する。

落札者は、売買契約締結の前までに、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を市が発行する納付書により納付すること。

また、落札者は、売買契約締結に係る費用を全額負担すること。

なお、正当な理由がなく落札者により契約が解除された場合においては、落札者は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として、市が指定した期間内に支払わなければならない。

9　売買代金の納付

落札者は契約締結後、令和９年３月１１日（木）までに、売買代金を一括して納付すること。

10　所有権の移転登記

売買代金が全額納付されたことを市が確認した後、市にて所有権移転登記申請を行う。登記に要する一切の費用は買受人の負担とする。

11　その他の事項

(1)　落札者は、入札参加者のうち、最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。ただし、最高の価格に同価格入札があったときは、くじによって落札者を決定する。

(2)　入札参加者は、入札開始時刻までに会場に入場すること。

(3)　入札開始時刻までに入場しない場合は、棄権とみなす。

(4)　入札参加者の代理として入札に参加する者（以下「代理人」という。）は、必ず、委任状を令和９年１月１５日（金）までに提出すること。入札において代理人は、委任者の氏名及び代理人の氏名を記入の上、代理人の印鑑で入札すること。

(5)　入札参加者の資格がない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6)　全ての物件について、現状のまま引き渡すものとする。敷地内に工作物や立木等がある場合の撤去費用は落札者の負担とする。

(7)　糸島市契約事務規則（平成２２年糸島市規則第６０号）第６条第１号に規定する入札保証金を指定の期日までに納付しない者は、入札に参加できない。

12　問い合わせ先等

糸島市　総務部　公共施設管理課　マネジメント係
福岡県糸島市前原西一丁目１番１号
電話番号　（直通）０９２（３３２）２１０３
（代表）０９２（３２３）１１１１（内線１２４４）
ファクス番号　０９２（３２４）８３５５
電子メール　kokyoshisetsu@city.itoshima.lg.jp
受付時間　９時００分から１６時４５分まで（土・日・祝日を除く。）